○ 文部省令 第五号

　精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百十号）及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成十年法律第百一号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

　平成十一年三月二十三日

文部大臣　有馬　朗人

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

　（学校教育法施行規則の一部改正）

**第一条**　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

　第七十三条の七から第七十三条の九までの規定及び第七十三条の十一第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

　第七十三条の二十二中「又は中学校の」を「、中学校又は中等教育学校の」に改め、「他の小学校、中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は中学校において」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において」に改める。

　（文部省設置法施行規則の一部改正）

**第二条**　文部省設置法施行規則（昭和二十八年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

　第三十九条の五第一項第四号中「精神薄弱教育研究部」を「知的障害教育研究部」に改め、同項第五号中「肢し体不自由教育研究部」を「肢体不自由教育研究部」に改める。

　第三十九条の九の見出しを「（知的障害教育研究部）」に改め、同条第一項中「精神薄弱教育研究部」を「知的障害教育研究部」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第二項中「精神薄弱教育研究部」を「知的障害教育研究部」に、「重度精神薄弱教育研究室」を「重度知的障害教育研究室」に、「中度精神薄弱教育研究室」を「中度知的障害教育研究室」に、「軽度精神薄弱教育研究室」を「軽度知的障害教育研究室」に、「精神発育」を「知的発達」に改める。

　第三十九条の十三第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（盲学校、聾ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　盲学校、聾ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和二十九年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

　第一条第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改正）

**第四条**　理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

　別表第四、別表第十二、別表第十三、別表第二十一及び別表第二十二中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

　（学校保健法施行規則の一部改正）

**第五条**　学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

　第一条第十号中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

　第一号様式（注）11中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

（盲学校、聾ろう学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令の一部改正）

**第六条**　盲学校、聾ろう学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令（昭和四十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

　第二条第四項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

　第二条第一号中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に改め、同条第六号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

　別記様式備考２中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

　　　附　則

　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。